

(最低賃金引上げに向けた中小企業支援事業)

○業務改善助成金について

・事業場の最も低い時間給を引上げる中小企業に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等の業務改善に要した経費の一部を助成するものです。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引上げる労働者数	助成の上限額	助成対象
30円以上	7/10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ↓ (生産性要件を満たした場合には、3/4 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は、4/5))	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40円以上		1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場

問合せ先 福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課

☎ 092-411-4717 FAX 092-411-4895

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

(キャリアアップ助成金事業)

○キャリアアップ助成金について

・最低賃金額の引上げに取り組む場合、有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させる取組を実施した事業主に対して助成する制度として、キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」があります。

取組実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です。

問合せ先 福岡労働局 福岡助成金センター

☎ 092-411-4701 FAX 092-411-4703